

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年5月29日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

太子堂五丁目・若林二丁目地区における地区街づくり計画等の作成に向けた街づくり支援業務委託

(2) 目的

本業務は、太子堂五丁目・若林二丁目地区において、防災性の向上と良好な住環境の保全のための地区街づくり計画等の作成に向けて、計画検討や地区住民の街づくりに対する機運醸成等、街づくりを進める上で必要な支援を行なうものである。計画検討にあたっては、基礎調査の結果を踏まえつつ、地区住民へのアンケート調査や意見交換等を実施し、地区住民の意見を反映しながら行なうものとする。

(3) 対象区域（「図-1 対象区域図」参照）

太子堂五丁目全域及び若林二丁目全域

(4) 業務委託の内容

<令和元年度業務>

アンケート調査

- ・アンケート作成、葉書による回収、集計、まとめ及び分析
意見交換会等の企画・運営【3回程度】
- ・意見交換会等の運営計画を策定する。（会開催においては、講演会、街歩き等地区住民の街づくりに対する気運醸成のための企画も合わせて行なうことを想定している。）
- ・会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。
街づくり通信（広報紙）の発行【3回程度】
- ・広報紙の製作、配布用封筒の製作、印刷及び配布を行う。
- ・印刷仕様 [1回目] A4版8ページ・白黒 アンケートを含む。
[2回目、3回目] A4版4ページ・白黒
- ・印刷部数 各回6,500部
- ・配布対象 全戸配布約4,900件、地区外地権者宛郵送1,400件
地区整備課題の検討
- ・基礎調査やアンケート結果等を基に、地区の環境を評価し、地区の課題をまとめる。
街づくりの目標及び方針の提案
- ・基礎調査、アンケート調査及び意見交換会等を基に、住民の意見を反映しながら将来の街づくりの目標・方針をまとめる。

目標を実現化する手法と事業スケジュールの提案

- ・基礎調査、住民の意向等を踏まえ、手法とスケジュールを提案する。

業務打ち合わせ

- ・上記業務 ~ について打ち合わせを行う。

回数については、担当課と協議の上必要に応じた回数とする。

<令和2年度業務>

意見交換会の企画・運営【4回程度】

- ・意見交換会の運営計画を策定する。
- ・会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

地区街づくり計画等の「たたき台」案の作成

- ・地区街づくり計画等の内容について検討を行い、「たたき台」案図書を作成する。

街づくり通信（広報紙）の発行【4回程度】

- ・広報紙の製作、配布用封筒の製作、印刷及び配布を行う。
- ・印刷仕様 A4版4ページ・白黒
- ・印刷部数 各回6,500部
- ・配布対象 全戸配布約4,900件、地区外地権者宛郵送1,400件
東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）

業務打ち合わせ

- ・上記業務 ~ について打ち合わせを行う。

回数については、担当課と協議の上必要に応じた回数とする。

<令和3年度業務>

地区街づくり計画等の計画図書の作成

- ・地区街づくり計画等の内容について検討を行い、図書を作成する。

地区街づくり計画等の説明会の開催支援【2回程度】

- ・地区街づくり計画等の説明会の開催支援を行う。
- ・会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

街づくり通信（広報紙）の発行【4回程度】

- ・広報紙の製作、配布用封筒の製作、印刷及び配布を行う。
- ・印刷仕様 A4版4ページ・白黒
- ・印刷部数 各回6,500部
- ・配布対象 全戸配布約4,900件、地区外地権者宛郵送1,400件
都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成（適宜）

法定手続きにかかる図書の作成及び印刷

東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）

地区街づくり計画等のパンフレット作成、印刷、配布

- ・窓口配布用のパンフレットの版下を作成し、印刷・配布する。
- ・印刷仕様 A4版4ページ・カラー

業務打ち合わせ

- ・上記業務 ~ について打ち合わせを行う。

回数については、担当課と協議の上必要に応じた回数とする。

(5) 履行期間

契約の日から令和4年3月まで(単年度契約)

ただし、前年度の業務の履行状況が良好であることを条件とする。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。(各年度共通)

業務報告書 5部

その他、区担当者から指示があった資料

上記の電子データ(CD-R) 1枚

- ・電子データについては、最新のソフトでウイルスチェックを行い、チェックした日付及び使用したソフトをCD-Rに記載すること。
- ・成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。

2. プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成26年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、住民参加(住民懇談会等の開催)を基本とした都市計画法等に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

3. 審査項目

(1) 第一次審査(書類審査)

企業実績

予定技術者の業務実績等

業務の実施方針/業務の実施手法及び業務フロー

業務実施体制

資料作成能力

工程計画

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

専門性と技術力
取り組み姿勢
コミュニケーション力

4. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課(担当:黒岩、雄勝、杉本)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33(世田谷区役所第3庁舎)
電話:03(5432)2872 FAX:03(5432)3055
E-mail:SEA02202@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間:令和元年5月29日(水)から令和元年6月10日(月)午後5時まで
交付場所及び方法

- ・上記(1)にて窓口配布
- ・世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#)
[街づくり](#) [世田谷総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加表明書の提出

期限:令和元年6月10日(月)午後5時まで(必着)

場所:上記(1)

方法:持参(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送
(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

期限:令和元年7月10日(水)午後5時まで(必着)

場所:上記(1)

方法:持参(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送
(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金:免除

(3) 契約書作成の要否:要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無:有

件名:太子堂五丁目・若林二丁目地区における地区街づくり計画等の作成に向けた街づくり支援業務委託

令和2年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 詳細は、4 .(2) の説明書による。